

平成 17 年 1 月 24 日

アジア 4 カ国との経済連携協定交渉に望む

社団法人 関西経済連合会
大阪商工会議所
社団法人 関西経済同友会

わが国とアジア各国との間で進められている E P A (経済連携協定) 交渉について、この度フィリピンとの交渉が大筋合意に至ったことを高く評価する。

一方、フィリピンと同様に昨年内の合意を目指していたタイ、マレーシアについては先延ばしとなり、韓国との交渉も難航していると伝えられている。

関西経済界は、各国との E P A 締結の遅延を強く懸念し、現在交渉中の E P A の早期締結、また今後の A S E A N 全体等との交渉や、東アジア自由経済圏の形成を睨んだ質の高い E P A の実現に向けて、以下の通り要望する。

記

1 . 構造改革、制度整備等の推進

(1) 農林水産品・農業分野

(ア) 農林水産品の自由化

各国との E P A 実現のためには、わが国農林水産品の自由化が不可避の課題である。食糧安全保障や食品の安全性の確保などの面で一定の政策配慮は必要であるが、国民全体の利益の観点から、原則として全ての品目で自由化を推進すべきである。

タイとの交渉において、米は関税撤廃の例外品目として認められるべくタイ側の譲歩を引き出したと伝えられるが、基本的にはいつまでも例外扱いすべきではなく、自由化を進めていくべきである。例えば、ジャポニカ米については例外品目に据え置くとしても、国内産とマーケットがあまり競合しないインディカ米から関税引き下げ等を進めていくことも一つの方法である。

(イ) 農業分野の構造改革・国際競争力強化

農林水産省が 2004 年 11 月に公表した「みどりのアジア E P A 推進戦略」や、新たな食料・農業・農村基本計画の検討内容等にみられる、食糧輸入の安定化・多元化や担い手の多様化など昨今の政策転換への動きは高く評価する。国際競争力の強化に向けて、構造改革の一層の加速を望む。

特に、民間企業の農業への参入や、現在検討中の日本版 L L C (有限責任会社) 等の方式による農業生産法人の導入も含め、農業の担い手の組織化・法人化による生産性向上と国際競争力強化を図るべきである。こうした思い切った構造改革により、少子・高齢・過疎に悩む地域の活性化が促進され、次代の担い手から将来性とやりがいのある農林水産業として認知されることにもつながり、ひいてはわが国の食糧自給率の上昇も期待できると思われる。

(2) 国際的な人の移動

(ア) 中長期的展望に立った外国人労働者・人材政策

いわゆる専門的・技術的分野の外国人労働者のみならず、わが国経済社会が必要とする外国人労働者・人材については、国内の労働需給や受け入れ体制の整備等に配慮し、国民的合意形成を図りつつ、積極的に受け入れを推進すべきである。

特に、急速な少子高齢化により、看護・介護分野の人手不足は今後深刻化することは必至である。フィリピンとの間で同国看護師・介護福祉士受け入れの枠組が設けられたことは評価するが、今後交渉予定の受け入れ人数の上限枠については、わが国の将来の状況に対応できるよう柔軟に設定すべきである。

また、アジアにおける人材開発支援の観点も含め、各国で研修を行い、適当と判断される人材に日本での就業を認めるといったシステムを検討することも一つの方法である。

(イ) 入国ビザの廃止ないし円滑な発給の推進

わが国に入国する際の短期滞在ビザの問題は、韓国、マレーシアとの間で交渉課題になっていると伝えられるが、「ビジット・ジャパン・キャンペーン」はじめ全国各地の観光振興を強力に推進していくためにも、観光ビザの廃止もしくは発給の円滑化は必要不可欠であり、手続きの簡素化や、実務体制の強化も図るべきである。

同時に、国の安全を保ち犯罪発生を抑えるため、出入国者の管理については、最新技術を駆使した認証・情報管理体制の整備をより一層進めるなど、水際での対応強化を求める。

2. 質の高い E P A の実現

(1) アジア諸国の貿易政策・措置の是正

アジア諸国においては、関税面では低い譲許率や一部鉱工業品目における高関税、法制度面では様々な投資障壁・規制や知的所有権保護の不完全さなど、円滑な経済交流を進めていく上で改善すべき点が多い。

これら諸国との E P A 交渉に当たっては、相互利益の観点から、こうした貿易政

策・措置の是正を是非とも実現し、WTO交渉の範となるような質の高いEPAを締結されたい。

特に、サービス産業に係る外資規制、製造業が関連サービス業に参入する際の規制は、進出企業の活動や国際競争力強化の障害となっており、相手国の産業高度化を推進する観点からも撤廃・緩和を求める。

(2) 共通条件に基づくEPAの実現

EPAの増加により、関税撤廃の除外品目、経過措置や原産地規則等が各々異なり複雑化して企業活動に混乱を及ぼすような事態（いわゆるスパゲッティボール現象）が強く懸念される。

東アジア自由経済圏の完成形を見据え、東アジア域内でできる限り共通した条件に基づく質の高いEPAが締結されるよう、各国との交渉において留意するとともに、各国間のFTA/EPAにおいても配慮するよう各国に働きかけられることを望む。

3. EPAの意義の国民的周知

わが国企業がEPAの内容を十分に理解し、有効に活用できるよう、国内の経済団体と連携しつつ、交渉状況や合意済み内容について周知の機会を積極的に設けられたい。

おわりに ～東アジア自由経済圏の形成に向けて～

東アジア諸国と地理的に近く長い交流の歴史を持ち、貿易・投資など経済面でも繋がりが強い関西経済界としては、平素より、東アジア諸国との交流・対話を深める活動に取り組んでいるところである。

北米自由貿易協定（NAFTA）から米州自由貿易地域（FTAA）への拡大、EUの深化と東方拡大が進む中、日本が歴史的、経済的に深い関わりを持つ東アジアにおいて、ひとつの枠組みの下に自由経済圏の形成に向けて経済連携を図ることの意義は極めて大きい。

わが国は現在交渉中のEPAを早急に締結し、これを核としてASEAN全体、中国との連携も推進し、東アジア自由経済圏の形成をめざすべきである。そのために首相自らがリーダーシップを発揮し、各省庁の利害を超え、日本にとっての全体最適実現を第一義として、各国とのEPA締結を推進されることを強く望む。

以上